

ざつ紙分類表

リサイクルできるざつ紙

清掃センター内の『古紙等回収ステーション』又は
役場駐車場に設置の『古紙回収機』に出してください。

あ行
厚紙 アルバム（紙だけのもの） 色画用紙 お菓子の箱（汚れていないもの） 折り紙（金・銀色は取り除く）
か行
楽譜 紙袋（紙以外は取り除く） ガムの包装紙（紙製のもの） 画用紙（水彩絵の具で描かれたもの） 画用紙（クレヨンで描かれたもの） 画用紙（油性マジックで描かれたもの） カレンダー（金具は取り除く） かるた 切手 靴箱 薬の箱（においがついているものは不可） グラシン紙（靴箱などに入っている薄い紙） コースター（紙製） コピー用紙 紙製の梱包材（電化製品など）
さ行
冊子類（雑誌と一緒に束ねて出す）

シュレッダーで裁断した紙 商品タグ（ビニールコーティングされたものは不可） 水溶紙 スタンプカード
た行
台紙 ダイレクトメール 卵パック（紙製） 地図 チラシ（新聞折込み以外） ティッシュの箱（紙以外は取り除く） 手帳（紙以外は取り除く） トイレットペーパーの芯 トランプ（紙製） トレーディングカード（金・銀・アルミ加工・撥水加工されたものは不可）
な行
値札（ビニールコーティングされたものは不可） 年賀状 ノート
は行
バインダー（紙製（紙以外は取り除く））


はがき（切手・宛名シールはついたままでよい） 箸袋 半紙 パンフレット ビールのマルチパックの紙（ダンボールと一緒に出す） ファイル（紙製（紙以外は取り除く）） 便箋 封筒（切手・宛名シールはついたままでよい） 付箋 包装紙 ポスター（選挙用ポスターなど屋外掲載を目的に作成されたものは不可） ポストカード（金・銀・ビニールコーティングされているものは不可）
ま行
窓付き封筒（ビニールは取り除く） 名刺 メモ用紙 模造紙
ら行
ラップの芯 ラップの箱（金属の刃は取り除く）

燃えるごみ

あ行
アイロンプリント紙 （布地に文字や絵柄をアイロンで転写する原紙） 圧着はがき（見開きにはがして中身を見るはがき） 油とり紙 アルバム ウェットティッシュ
か行
カーボン紙 カップ麺の紙製容器 紙コップ 紙皿 紙テープ 紙ナプキン ガムの包装紙（銀紙のもの） 画用紙（油性絵の具で描かれたもの）

感熱紙 感熱発泡紙（点字用紙など） キッチンペーパー コーヒーフィルター 合成紙
さ行
色紙（しきし（金・銀箔が入っているもの）） 写真 祝儀袋 石鹸の紙箱 石鹸の包み紙 線香の空き箱 洗剤の空き箱
た行
たばこの箱 トレーシングペーパー

な行
ノーカーボン紙
は行
発泡紙（薬品加工による凸凹加工の紙） パラフィン紙 ファックス用ロール紙 複写用紙（カーボン紙・ノーカーボン紙） ペーパーフラワー
ま行
マッチの箱
ら行
レシート
わ行
和紙

- ▶ざつ紙を出すときは、金具やプラスチックなど紙以外のものは取り除いてください。ただし、ホッチキスの針は、取り除く必要はありません。
- ▶ざつ紙は、中身の確認できる袋に入れて出してください。
- ▶空き箱等は、回収しやすいよう、折りたたんで出してください。
- ▶シュレッダーの裁断紙が大量に出る場合（事業所等）は、ほかのざつ紙と袋を分けて出してください。
- ▶マークがついていてもリサイクルできないものもあります。

※分類表でざつ紙に該当するものであっても、下表の「ざつ紙として出せない紙」に該当するものについては、ざつ紙として出せません。燃えるごみとして出してください。

ざつ紙として出せない紙		
○食べ物や油の汚れがついている紙	○匂い（臭い）がついている紙	○磁粉がついている紙
○強い粘着物がついている紙	○ビニールコーティング※されている紙	○防水加工している紙
○油性絵の具で描かれた紙	○ぼろぼろに褪色してしまった紙	※ビニールコーティングされた紙は、少し破ると断面にビニールが見えます。
○金・銀の箔がされている紙	○凸凹加工している紙	